

第65回

定時株主総会招集ご通知



日時

平成30年6月27日（水曜日）

午前10時



場所

名古屋市中区門前町1番51号

シーキューブ株式会社 本社 3階会議室

(末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

目次

招集ご通知	1
事業報告	4
連結計算書類等	17
監査報告書	21
株主総会参考書類	25

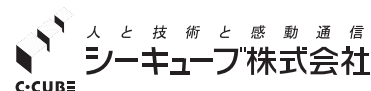
決議事項

第1号議案	剰余金処分の件
第2号議案	当社と株式会社協和エクシオとの株式交換契約承認の件
第3号議案	取締役2名選任の件
第4号議案	監査役1名選任の件

株主各位

証券コード 1936
平成30年6月7日

名古屋市中区門前町1番51号



代表取締役社長 橋本 渉

第65回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第65回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますて、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成30年6月26日（火曜日）午後5時30分までに到着するようご送付ください。

敬 具

記

1 日 時 平成30年6月27日（水曜日）午前10時

2 場 所 名古屋市中区門前町1番51号 シーキューブ株式会社 本社 3階会議室
 （末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

3 目的事項 報告事項 1. 第65期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第65期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項 第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 当社と株式会社協和エクシオとの株式交換契約承認の件

第3号議案 取締役2名選任の件

第4号議案 監査役1名選任の件

4 議決権の行使についてのご案内

3頁に記載の【議決権行使等についてのご案内】をご参照ください。

5 インターネット開示に関する事項

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、以下の書類につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

① 事業報告の「会社の体制および方針」

② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」

③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」

④ 株主総会参考書類の「第2号議案の添付資料」

なお、監査役が監査した事業報告、会計監査人および監査役が監査した連結計算書類および計算書類は、本招集ご通知の添付書類に記載の各書類のほか、下記の当社ウェブサイトに掲載している「会社の体制および方針」、「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」、「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」となります。

以上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト (<http://www.c-cube-g.co.jp/>)

(添付書類)

事業報告 (平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における日本経済は、政府の大型景気対策の効果と海外経済の拡大により長期に亘る景気回復が続いておりますが、一方で、米国の輸入制限の波紋や英国のEU離脱交渉の行方など海外情勢の不確実性の高まりにより、先行きが不透明な状況となっております。

当社グループの主要な事業分野であります情報通信事業分野の内、ブロードバンドサービス市場では、光アクセスサービスの契約数が平成29年12月末に前年同月と比べ113万件増の3,007万件と微増で推移しております。光アクセスサービスは、光コラボレーション*1を通じて幅広い産業と融合し、業界の垣根を越えた新たな価値を創造するプラットフォームとなっております。

移動通信事業分野では、新たな携帯キャリア事業者の参入による競争環境の変化や電波割当制度の見直しに注目が集まる一方、超高速・大容量の通信システムである5Gの導入に向けたネットワーク環境整備への投資拡大が予想されております。

情報サービス事業においては、AI（人工知能）やITの進化を原動力に、様々な分野で付加価値の高いサービスの提供、新しいビジネスモデルの創出が本格化しております。農業や建設現場などでは熟練技術者の経験に依存していた作業がセンサーや映像解析技術の向上により自動化され、労働環境改善や生産性向上に寄与するなど、今後ビッグデータの分析を基にしたイノベーションのさらなる進展が期待されております。

このような事業環境下、当社グループにおきましては、中期経営計画「SGK2020」*2 S T A G E I の2年目として、事業構造の変革への取り組みを加速させ S T A G E II への飛躍につなげていく年度と位置付け、既存事業の拡大や生産性の向上とともに、新たな事業領域へ積極的に挑戦してまいりました。

具体的には、社会インフラ分野での公共工事の入札競争が一層激化する中、自治体からの引き合いが強いアンダーパス冠水対策工事などの受注拡大を図り、一般設備工事の売上確保に努めてまいりました。さらに、情報サービス事業では、IoT*3を活用した鳥獣被害対策ソリューションの実証実験に参画するなど新規事業開拓への取り組みに加えて、教育現場におけるひとり1台タブレット時代を先取りした教育ICTセミナーを開催するなど実績のある文教分野の深耕にも注力してまいりました。

アクセス工事においては、光コラボレーションや保守工事の増加により堅調に推移する業務を着実に遂行すると同時に、移動通信のトラフィック増大に伴う設備増強や通信エリア拡大に対応するため、コスト効率化施策の推進と複合技術者の計画的育成による戦力底上げなど、さらなる生産性の向上に取り組んでまいりました。

また、働き方改革においては、グループ一体となり働きやすい職場づくりを進めてきた結果、名古屋市より子育て支援企業および女性の活躍推進企業の認定を受けました。

このように、「SGK2020」のSTAGE Iでグループ一体による様々な施策展開を積み重ねてきた結果、当社グループの当連結会計年度の業績につきましては、連結受注高610億72百万円（前期比106.0%）、連結売上高598億32百万円（前期比107.6%）、連結営業利益につきましては、31億31百万円（前期比172.7%）、連結経常利益34億83百万円（前期比170.6%）、親会社株主に帰属する当期純利益22億12百万円（前期比180.3%）となりました。

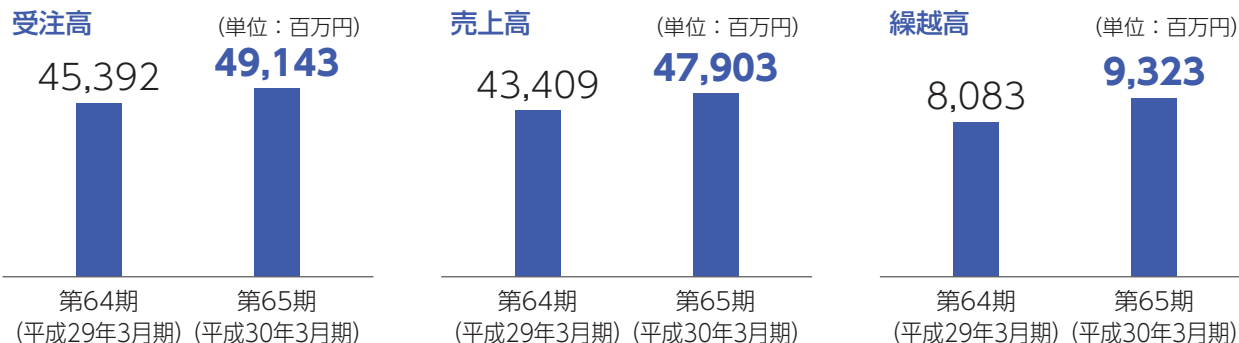
区分	第64期 (平成29年3月期)	第65期 (平成30年3月期)	前期連結会計年度比	
	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	増減率
連結売上高	55,622	59,832	4,209増	7.6%増
連結営業利益	1,813	3,131	1,317増	72.7%増
連結経常利益	2,042	3,483	1,441増	70.6%増
親会社株主に帰属する当期純利益	1,226	2,212	985増	80.3%増

(2) 事業別の状況

通信建設事業

<主要な事業内容>

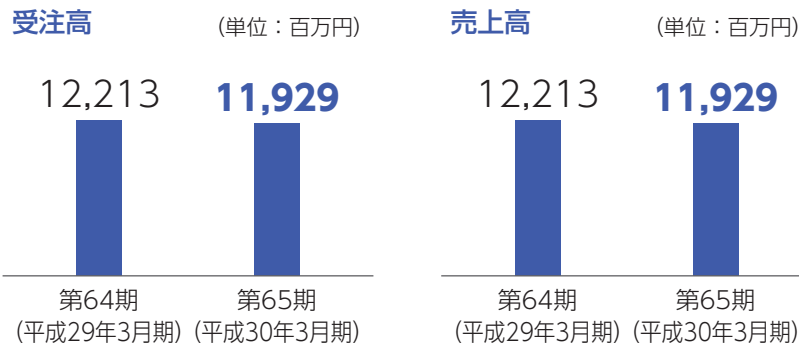
主として、NTT西日本向けに通信ケーブル設備、宅内装置、IPネットワークシステムなどの工事の設計・施工・保守を手がけております。また、携帯電話事業者からの移動通信設備工事として携帯電話基地局・Wi-Fi基地局設備、LTE・WiMAXなどのモバイル設備の設計・施工・保守を手がけるほか、官公庁や企業向けに通信設備工事、情報システム設備の構築を行っております。



情報サービス事業

<主要な事業内容>

ネットワークシステムおよびサーバー・パソコンを主体としたシステムの提案・販売・構築・保守、ソフトウェアの開発・販売、公共サービス事業の業務受託等をシーキューブ株式会社、子会社の株式会社フューチャーインで行っております。



(3) 設備投資、資金調達の状況

① 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資総額は7億33百万円で、その主なものは、機械・運搬具購入費用等であります。

なお、旧ネットワーク事業部跡地（名古屋市北区）を売却しております。

② 資金調達の状況

設備投資等の所要資金は、自己資金および金融機関からの借入金を充当いたしました。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、中期経営計画「SGK2020」のSTAGE IIがスタートする平成30年度を、積極的なチャレンジとイノベーションにより売上高600億円をベースラインとする礎を築く年度と位置付け、新たなステージで事業構造の変革の推進による持続的な成長を目指してまいります。

具体的には、次世代に向けた新たな収益の柱の創出の一環として参入したアグリ事業において、最新のICTと栽培技術を組み合わせた次世代農場の実現に向け積極的に挑戦してまいります。情報サービス事業分野では、自治体向けに提案している漏水監視クラウドサービスの展開など新たなソリューションの創造に注力してまいります。また、アクセス工事においては、既存設備の更改を中心とした設備健全化工事と保守業務の拡大に積極的に対応していくとともに、移動通信設備工事におけるIoT時代の到来に伴う次世代通信環境の構築に備え、迅速かつ柔軟な社内協力・支援体制を継続発展させ基盤事業の強化を図ってまいります。

しかしながら、当社を取り巻く事業環境は劇的かつ急速な変化を続けており、今後の変化に柔軟に対応し、当社の強みを活かしていくためには、より生産性が高く多様な顧客ニーズに対応可能な営業および施工体制の構築と一般設備工事、情報サービス事業を更に飛躍的に発展させる体制への変革が急務となってまいりました。

このような状況のもと、従来から西日本地域におけるNTTグループ発注の通信設備工事で共同企業体の構成員として連携している株式会社協和エクシオと業界環境や両社のあり方について真摯に協議を重ね、その結果、経営統合を選択することが両社の企業価値を最大化する最良の方法であるとの判断に至り、株式交換契約を締結いたしました。

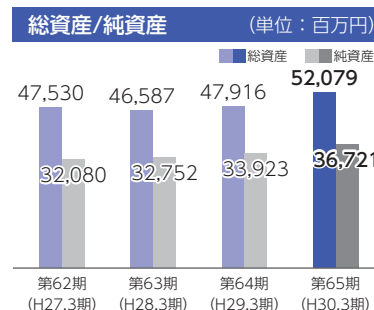
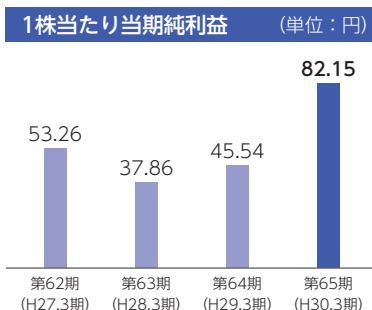
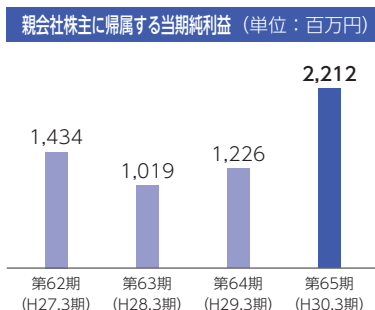
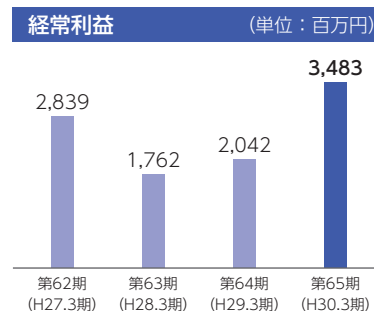
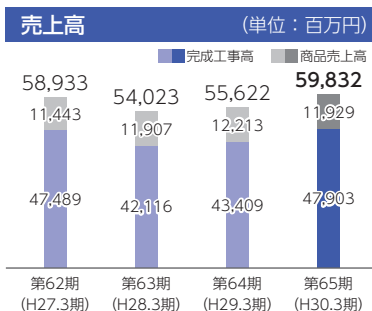
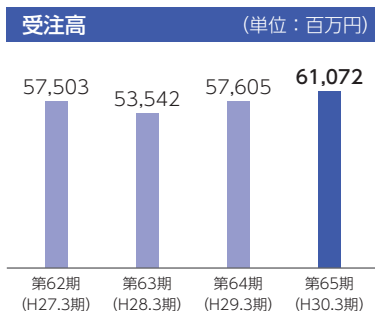
経営統合を契機に両社の強みを最大限に活かすため、それぞれのブランドが培ってきた技術力・営業力の強みを活かした運営を行い、お互いが得意とする領域を共有することにより、更なるビジネスの拡大を図り、社会に貢献しお客様に選ばれる企業へ成長することにより、企業価値の更なる向上を図ってまいります。

- ※1 光コラボレーション：NTT東日本・NTT西日本が通信事業者や異業種の事業者が光回線を提供し、各事業者がその回線を使って自社のサービスを販売すること。
- ※2 「SGK2020」：シーキューブグループ中期経営計画（2016年度からの5か年）のこと。
なお、SGKの意味は、
1つは、「SuGoi Kaisya」（すごい会社）にすること。
2つは、「Success and Growth Keys」（成功と発展の鍵）のこと。
- ※3 IoT：Internet of Thingsの略で、コンピュータなどの情報・通信機器だけでなく、世の中に存在する様々な物体（モノ）に通信機能を持たせ、インターネットに接続したり相互に通信することにより、自動認識や自動制御、遠隔計測などを行うこと。

(5) 財産および損益の状況の推移

当社グループ

区分		第62期 (平成27年3月期)	第63期 (平成28年3月期)	第64期 (平成29年3月期)	第65期 (平成30年3月期)
受注高	(百万円)	57,503	53,542	57,605	61,072
売上高	(百万円)	58,933	54,023	55,622	59,832
(完成工事高 商品売上高)	(百万円) (百万円)	(47,489) (11,443)	(42,116) (11,907)	(43,409) (12,213)	(47,903) (11,929)
経常利益	(百万円)	2,839	1,762	2,042	3,483
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	1,434	1,019	1,226	2,212
1株当たり当期純利益	(円)	53.26	37.86	45.54	82.15
総資産	(百万円)	47,530	46,587	47,916	52,079
純資産	(百万円)	32,080	32,752	33,923	36,721



(6) 重要な子会社の状況

① 重要な子会社の状況（平成30年3月31日現在）

会社名	資本金 (百万円)	当社の出資比率 (%)	主要な事業内容
株式会社フューチャーイン	330	80.2	情報サービス事業
東海通建株式会社	95	99.5	通信設備工事請負
株式会社シーキューブ愛知	32	100.0	通信設備工事請負
株式会社シーキューブ岐阜	24	100.0	通信設備工事請負
株式会社シーキューブ三重	30	100.0	通信設備工事請負
株式会社シーキューブ静岡	28	100.0	通信設備工事請負
株式会社トーカイ	20	100.0	通信設備工事請負
株式会社CTS	80	100.0	通信設備工事請負
株式会社テクノ	10	100.0	通信設備工事請負
株式会社シーキューブトータルサービス	200	100.0	総合リース事業
株式会社アイギ	20	97.3	通信設備工事請負
濃尾電設株式会社	36	55.0	通信設備工事請負
株式会社シー・エス・ケエ	10	98.0	通信設備工事請負
三光通信株式会社	20	95.0	通信設備工事請負
株式会社ムラキデンキ	30	99.0	電気設備工事請負

(注) 1. 当連結会計年度中に株式会社フューチャーインの株式2株（出資比率0.04%）を当社が取得し、当社の出資比率は80.2%となりました。

2. 当連結会計年度中に株式会社東海通信資材サービスの株式8,000株（出資比率9.0%）を当社が取得し、当社の出資比率は28.2%となり株式会社東海通信資材サービスを当社の持分法適用関連会社としております。

当社の連結子会社は19社であり、関連会社は2社であります。

当連結会計年度の業績につきましては、(1) 事業の経過およびその成果に記載のとおりであります。

② 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な営業所 (平成30年3月31日現在)

当社	本社	名古屋市中区門前町1番51号
	ICT事業グループ	名古屋市西区
	東日本事業本部	東京都大田区
	西日本事業部	大阪市中央区
	NTT事業グループ	名古屋市中区
	愛知支店	愛知県春日井市
	岐阜支店	岐阜県加茂郡坂祝町
	三重支店	三重県三重郡川越町
	静岡支店	静岡県駿東郡清水町
	メディアネットワーク事業グループ	名古屋市中村区
株式会社フューチャーイン	名古屋市中村区	
株式会社シーキューブ愛知	愛知県春日井市	

(8) 従業員の状況 (平成30年3月31日現在)

従業員数	前期事業年度末比増減
1,916名	21名減

(9) 主要な借入先 (平成30年3月31日現在)

借入先	借入額 (百万円)
株式会社三菱東京UFJ銀行	550
株式会社りそな銀行	500
三菱UFJ信託銀行株式会社	400
株式会社大垣共立銀行	250

(注) 株式会社三菱東京UFJ銀行は、平成30年4月1日付で株式会社三菱UFJ銀行に商号変更しております。

2 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 55,041,300株

(2) 発行済株式の総数 26,930,290株
(自己株式 714,409株を除く。)

(3) 株主数 4,182名
(前期末比140名増)

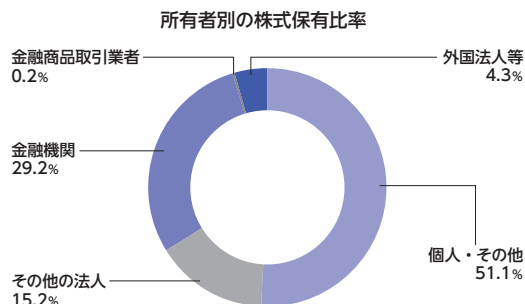
(4) 大株主（上位10名）

株主名	当社への出資状況	
	持株数 (千株)	持株比率 (%)
シーキューブグループ従業員持株会	1,629	6.05
第一生命保険株式会社	1,384	5.14
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,249	4.64
株式会社りそな銀行	1,232	4.58
三菱UFJ信託銀行株式会社	951	3.53
東京海上日動火災保険株式会社	866	3.22
シーキューブ共栄会	695	2.58
住友生命保険相互会社	646	2.40
加藤力蔵	625	2.32
株式会社大垣共立銀行	500	1.86

(注) 1. 当社は、平成30年3月31日現在自己株式714千株を保有しておりますが、上記大株主から除外しております。

2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

3. 株式会社三菱東京UFJ銀行は、平成30年4月1日付で株式会社三菱UFJ銀行に商号変更しております。



3 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等 (平成30年3月31日現在)

当社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	橋 本 渉	(監査室担当) 株式会社東海通信資材サービス社外取締役
常務取締役	保 村 英 幸	ICT事業グループ長
取締役	佐 藤 隆 彦	総務部長兼CSR推進部長兼同部ISO推進室長兼資材管理部長 (秘書室担当)
取締役	井 上 利 之	ICT事業グループICT営業本部長
取締役	山 内 重 幸	NTT事業グループアクセス事業本部三重支店長 兼ICT事業グループICT営業本部三重営業部長
取締役	伊 藤 利 英	ICT事業グループ副グループ長 兼株式会社フューチャーイン代表取締役社長
取締役	芦 沢 秀 明	ICT事業グループ東日本事業本部長
取締役	石 田 浩 之	経営企画部長兼NTT事業グループ長 (グループIT推進室・人事部・経理部・安全品質推進部担当)
取締役	伊 藤 金 一	NTT事業グループアクセス事業本部愛知支店長
取締役	篠 田 邦 彦	メディアネットワーク事業グループ長兼同グループモバイル事業本部長
取締役	大 村 春 樹	NTT事業グループアクセス事業本部長
取締役	山 崎 正 美	
常勤監査役	服 部 三 郎	
監査役	西 垣 誠	弁護士 新東株式会社社外監査役
監査役	池 辺 裕 昭	
監査役	田 邊 仁 一	株式会社クニエ常勤監査役 株式会社CIJ社外監査役

- (注) 1. 取締役 山崎正美氏は、社外取締役であります。
 なお、取締役 山崎正美氏は、株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
2. 監査役 西垣 誠、池辺裕昭、田邊仁一の3氏は、社外監査役であります。
 なお、監査役 西垣 誠氏は、株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
3. 当事業年度中の取締役・監査役の変動
 ①取締役 保村英幸氏は、平成29年6月28日付で常務取締役に就任いたしました。
 ②取締役 篠田邦彦、大村春樹の両氏は、平成29年6月28日開催の第64回定時株主総会において、新たに選任され、就任した取締役であります。
 ③平成29年6月28日開催の第64回定時株主総会終結の時をもって、常務取締役 長野 弘、取締役 井笠裕嗣の両氏は任期満了により退任いたしました。
4. 当事業年度中の取締役の地位・担当等の異動

氏名	新	旧	異動年月日
保 村 英 幸	ICT事業グループ長	ICT事業グループ長兼同グループICT営業本部長	平成29年4月1日
佐 藤 隆 彦	総務部長兼CSR推進部長兼同ISO推進室長 兼資材管理部長	総務部長兼CSR推進部長兼資材管理部長	平成29年4月1日
井 上 利 之	ICT事業グループICT営業本部長	ICT事業グループICT技術本部長	平成29年4月1日
伊 藤 金 一	NTT事業グループアクセス事業本部愛知支店長 兼同グループ同本部同支店アクセス運営部長 NTT事業グループアクセス事業本部愛知支店長	NTT事業グループアクセス事業本部愛知支店長	平成29年4月1日
		NTT事業グループアクセス事業本部愛知支店長 兼同グループ同本部同支店アクセス運営部長	平成29年7月1日
篠 田 邦 彦	メディアネットワーク事業グループ長 兼同グループモバイル事業本部長	メディアネットワーク事業グループ長 兼同グループモバイル事業本部長 兼同グループ同本部ドコモ事業部長	平成29年7月1日
大 村 春 樹	NTT事業グループアクセス事業本部長	NTT事業グループアクセス事業本部長 兼同グループ同本部アクセス事業部長 兼同グループ同本部同事業部アクセス運営部長 兼同グループ同本部同事業部システム技術部長	平成29年7月1日

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役および各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。

(3) 取締役および監査役の報酬等の額

区分	支給人員 (名)	支給額 (百万円)
取締役 (うち社外取締役)	14 (1)	163 (4)
監査役 (うち社外監査役)	4 (3)	27 (12)
合 計	18	190

- (注) 1. 株主総会決議による報酬限度額 (年額) は次のとおりであります。
 取締役 300百万円 (平成25年6月26日 第60回定時株主総会決議)
 監査役 35百万円 (平成19年6月28日 第54回定時株主総会決議)
 なお、当該株主総会決議による限度額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 報酬等の額には、当事業年度に係る取締役賞与85百万円を含めております。
3. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与を含めておりません。
4. 上記には、平成29年6月28日開催の第64回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した取締役2名を含めております。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係 (平成30年3月31日現在)

氏名	兼職先	兼職内容	当該他の法人等との関係
取締役 山崎正美	該当事項はありません。	該当事項はありません。	該当事項はありません。
監査役 西垣 誠	新東株式会社	社外監査役	特別の関係はありません。
監査役 池辺裕昭	該当事項はありません。	該当事項はありません。	該当事項はありません。
監査役 田邊仁一	株式会社クニエ 株式会社CIJ	常勤監査役 社外監査役	特別の関係はありません。 特別の関係はありません。

② 主な活動状況

氏名	取締役会参加率	監査役会参加率	発言の状況
取締役 山崎正美	100%	—	企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき発言し、客観的視点から独立性をもって経営の監視と取締役会の監督機能の充実を図っております。
監査役 西垣 誠	100%	100%	弁護士としての法務の専門的な知識・経験に基づく専門の見地から発言を行っております。
監査役 池辺裕昭	100%	100%	情報通信業界に関する幅広い見識から取締役会に対し有益な助言を行っているほか、他社の経営者としての経験や見識を活かした幅広い見地から発言を行っております。
監査役 田邊仁一	91%	92%	情報通信業界に関する幅広い見識から取締役会に対し有益な助言を行っているほか、他社の経営者としての経験や見識を活かした幅広い見地から発言を行っております。

4 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区分	支払額 (百万円)
I 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	33
II 当社および当社子会社が支払うべき金銭 その他財産上の利益の合計額	33

- (注) 1. 当社監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査項目別監査時間および監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間および報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等の額に対して、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法に基づく監査、金融商品取引法に基づく監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ実質的にも区分できないことから、上記 I の金額はこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会が会社法第340条第1項に定める解任事由に該当すると判断した場合、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(注) 事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満を切り捨て、比率については四捨五入して表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表

(単位：百万円)

科目	第65期 平成30年3月31日現在
資産の部	
流動資産	32,424
現金預金	10,156
受取手形・完成工事未収入金等	18,710
未成工事支出金	2,010
商品	96
仕掛品	46
材料貯蔵品	359
繰延税金資産	423
その他	631
貸倒引当金	△9
固定資産	19,654
有形固定資産	13,433
建物・構築物	4,221
機械、運搬具及び工具器具備品	976
土地	8,131
建設仮勘定	45
その他	59
無形固定資産	617
投資その他の資産	5,602
投資有価証券	4,280
繰延税金資産	670
その他	726
貸倒引当金	△75
資産合計	52,079

科目	第65期 平成30年3月31日現在
負債の部	
流動負債	12,589
支払手形・工事未払金等	6,027
短期借入金	1,410
1年内返済予定の長期借入金	798
リース債務	57
未払法人税等	853
未成工事受入金	175
賞与引当金	530
役員賞与引当金	109
工事損失引当金	107
その他	2,519
固定負債	2,768
長期借入金	180
リース債務	98
再評価に係る繰延税金負債	313
役員退職慰労引当金	230
退職給付に係る負債	1,849
繰延税金負債	47
その他	48
負債合計	15,357
純資産の部	
株主資本	36,256
資本金	4,104
資本剰余金	3,804
利益剰余金	28,499
自己株式	△152
その他の包括利益累計額	△411
その他有価証券評価差額金	1,257
土地再評価差額金	△1,715
退職給付に係る調整累計額	47
非支配株主持分	876
純資産合計	36,721
負債・純資産合計	52,079

連結損益計算書

(単位：百万円)

科目	第65期
	平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで
売上高	59,832
完成工事高	47,903
商品売上高	11,929
売上原価	52,501
完成工事原価	42,969
商品売上原価	9,531
売上総利益	7,330
完成工事総利益	4,933
商品売上総利益	2,397
販売費及び一般管理費	4,199
営業利益	3,131
営業外収益	449
受取利息配当金	77
持分法による投資利益	216
その他	155
営業外費用	97
支払利息	10
貸倒引当金繰入額	58
その他	28
経常利益	3,483
特別利益	26
固定資産売却益	26
その他	0
特別損失	4
固定資産除売却損	4
税金等調整前当期純利益	3,505
法人税、住民税及び事業税	1,147
法人税等調整額	14
当期純利益	2,343
非支配株主に帰属する当期純利益	131
親会社株主に帰属する当期純利益	2,212

計算書類

貸借対照表

(単位：百万円)

科目	第65期 平成30年3月31日現在
資産の部	
流動資産	19,240
現金預金	4,271
受取手形	225
完成工事未収入金	12,467
売掛金	5
未成工事支出金	1,401
商品	0
材料貯蔵品	161
短期貸付金	134
未収入金	255
繰延税金資産	152
その他	164
固定資産	18,420
有形固定資産	11,098
建物・構築物	3,558
機械・運搬具	12
工具器具・備品	142
土地	7,109
リース資産	231
建設仮勘定	44
無形固定資産	470
ソフトウェア	380
ソフトウェア仮勘定	7
リース資産	50
その他	32
投資その他の資産	6,851
投資有価証券	3,129
関係会社株式	2,502
関係会社長期貸付金	921
繰延税金資産	100
その他	198
貸倒引当金	△0
資産合計	37,660

科目	第65期 平成30年3月31日現在
負債の部	
流動負債	8,453
工事未払金	4,074
買掛金	9
短期借入金	1,947
1年内返済予定の長期借入金	750
リース債務	107
未払金	114
未払法人税等	379
未払消費税等	233
未払費用	419
未成工事受入金	28
預り金	94
賞与引当金	203
工事損失引当金	89
その他	2
固定負債	10,121
長期借入金	8,607
リース債務	195
再評価に係る繰延税金負債	313
退職給付引当金	958
資産除去債務	44
その他	2
負債合計	18,575
純資産の部	
株主資本	19,685
資本金	4,104
資本剰余金	3,795
資本準備金	3,795
その他資本剰余金	0
利益剰余金	11,922
利益準備金	441
その他利益剰余金	11,480
建物圧縮積立金	17
買換資産圧縮積立金	1
別途積立金	10,473
繰越利益剰余金	989
自己株式	△136
評価・換算差額等	△600
その他有価証券評価差額金	1,115
土地再評価差額金	△1,715
純資産合計	19,085
負債・純資産合計	37,660

損益計算書

(単位：百万円)

科目	第65期
	平成29年4月 1日から 平成30年3月31日まで
売上高	37,593
完成工事高	37,539
商品売上高	53
売上原価	35,795
完成工事原価	35,743
商品売上原価	52
売上総利益	1,797
完成工事総利益	1,796
商品売上総利益	1
販売費及び一般管理費	1,246
営業利益	550
営業外収益	577
受取利息配当金	379
その他	197
営業外費用	137
支払利息	54
その他	82
経常利益	990
特別利益	13
固定資産売却益	13
特別損失	1
固定資産除売却損	1
税引前当期純利益	1,002
法人税、住民税及び事業税	178
法人税等調整額	45
当期純利益	778

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年5月7日

シーキューブ株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	加藤 浩幸 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	岸田 好彦 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、シーキューブ株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シーキューブ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年5月7日

シーキューブ株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 加藤 浩幸 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 岸田 好彦 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、シーキューブ株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第65期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第65期事業年度の取締役の職務の執行に関して各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室、CSR推進部、安全品質推進部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び支店等において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、監査役会が定めた内部統制システムに係る監査の実施基準に準拠し、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月8日

シーキューブ株式会社 監査役会

常勤監査役 服部 三 郎 ㊟
社外監査役 西 垣 誠 ㊟
社外監査役 池 辺 裕 昭 ㊟
社外監査役 田 邊 仁 一 ㊟

以 上

株主総会参考書類

第1号議案

剰余金処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要政策と位置付け、業績に基づき長期的かつ安定的な事業展開に必要な内部留保の充実に努めるとともに、安定的配当の継続実施を基本方針としております。

これに基づき、期末配当につきましては、下記のとおりとさせていただきますと存じます。

1. 期末配当に関する事項

当事業年度の期末配当金につきましては、当期の業績を考慮するとともに、株主の皆様への利益還元に努めることを勘案いたしまして、1株につき普通配当金8円に特別配当金2円を加えて10円とさせていただきますと存じます。

配当財産の種類

金銭

配当財産の割当てに関する事項

当社普通株式1株につき金 **10円**

およびその総額

配当総額 **269,302,900円**

剰余金の配当が効力を生じる日

平成30年6月28日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金 **300,000,000円**

減少する剰余金の項目およびその額

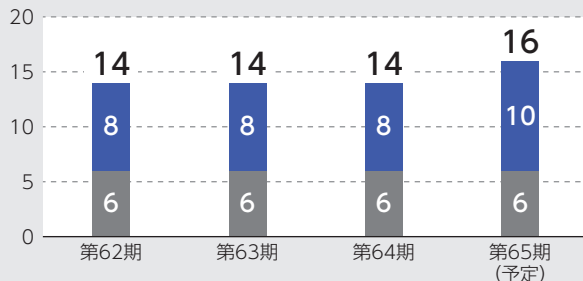
繰越利益剰余金 **300,000,000円**

<ご参考>

配当金の推移

■中間 ■期末

(単位：円)



配当方針

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要政策と位置付け、業績に基づき長期的かつ安定的な事業展開に必要な内部留保の充実に努めるとともに、安定的配当の継続実施を基本方針としております。

第2号議案

当社と株式会社協和エクシオとの株式交換契約承認の件

当社及び株式会社協和エクシオ（以下、「協和エクシオ」といいます。）は、平成30年10月1日（予定）を効力発生日として、両社の経営統合（以下、「本経営統合」といいます。）のため、協和エクシオを株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」といいます。）を行うことを、平成30年5月9日開催のそれぞれの取締役会において決議し、両社の間で株式交換契約（以下、「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしました。

つきましては、本株式交換契約の締結について、承認をお願いするものであります。

1. 株式交換を行う理由

通信建設分野における事業環境は、移動通信関連工事についてはトラフィック増加に対応するサービス品質向上に向けたネットワーク構築・整備等が当面は引き続き堅調に推移するものの、中長期的には通信キャリア、特に、当社及び協和エクシオの主要顧客であるNTTグループの固定通信への設備投資は抑制傾向にあり、両社を取り巻く環境は不透明な状況が続くものと想定されます。

そのような環境下、通信設備工事における安定した収益を獲得することで事業基盤の更なる安定を図るとともに、通信設備工事以外の事業を伸ばす方策について両社共に模索して参りました。

平成28年より当社及び協和エクシオは、西日本地域におけるNTTグループ発注の通信設備工事の採算性向上のため、共同企業体の構成員として、両社の連携を開始いたしました。

あわせて、当社においては事業環境の大きな変化を受け、通信設備工事の生産性向上による更なる事業基盤の強化を行うとともに、通信設備工事以外の分野である一般設備工事、情報サービス事業の売上拡大に注力し、収益構造を転換する『事業構造の変革』に向けて積極的に取り組むこととした中期経営計画（平成28年度～32年度）を策定いたしました。同時に、協和エクシオにおいても「グループ総力を結集し、トータルソリューションで新たな成長ステージへ」をビジョンに掲げ、事業ポートフォリオの再構築を進め、システムソリューション事業を第2の柱へ育成するとともに、コア事業である通信インフラ構築関連の生産性・品質向上や徹底した効率化による収益力強化を図ることを目標とする中期経営計画（平成28年度～32年度）を策定いたしました。両社ともに通信設備工事の生産性の向上を図るとともに、それ以外の分野である社会インフラ等の一般設備工事及びシステムインテグレ

ーション等のシステムソリューション事業／情報サービス事業の売上を拡大し、収益構造を転換するという点で両社が目指すべき方向性が一致いたしました。

しかし、両社を取り巻く事業環境は劇的かつ急速な変化を続けております。今後、IoT時代の到来により飛躍的な増加が見込まれるセキュリティ強化やクラウドサービスへの移行に伴うシステム投資、2020年開催予定の東京オリンピック・パラリンピックをターゲットとした首都圏再開案件での電気設備工事、無電柱化工事の拡大、老朽化した社会インフラ設備の更改などのインフラ投資を両社の成長の機会と捉えており、多種多様な顧客ニーズに対応できる事業運営体制の構築が必要であることから最大限のシナジーを発揮するためには、経営資源の共有化など、より密接な協力関係が必要との考えに至り、本経営統合の検討を開始いたしました。そして、当社及び協和エクシオは複数回にわたり業界環境や両社のあり方について真摯に協議を重ね、その結果、本経営統合を選択することが通信建設業界を取り巻く厳しい事業環境下で両社の企業価値を最大化する最良の方法であるとの判断に至り、本株式交換を行うことを決定いたしました。

当社と協和エクシオは、本経営統合を契機に両社の強みを最大限に活かすため、両社ブランドが培ってきた技術力・営業力の強みを活かした運営を行い、お互いが得意とする領域を共有することにより、更なるビジネスの拡大を図り、社会に貢献しお客様に選ばれる企業への成長を図って参ります。

具体的には、今後、当社及び協和エクシオは、グループ一体として新たな協力体制を構築し、通信設備工事以外におけるビジネスの拡大、通信設備工事における体制の最適化による生産性の向上、グループ内資産・人材・ノウハウの一元化による経営リソースの最適化の取組みを推進して、企業価値の更なる向上を図って参ります。

2. 株式交換契約の内容の概要

平成30年5月9日に締結した株式交換契約の内容は次のとおりです。

株式交換契約書（写）

株式会社協和エクシオ（住所：東京都渋谷区渋谷三丁目29番20号、以下「甲」という。）及びシーキューブ株式会社（住所：愛知県名古屋市中区門前町1番51号、以下「乙」という。）は、次のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（株式交換）

本契約の定めるところに従い、甲及び乙は、甲を株式交換完全親会社とし、乙を株式交換完全子会社として株式交換（以下「本株式交換」という。）を行う。

第2条（本株式交換に際して交付する株式及びその割当て）

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式（甲が所有する乙の株式を除く。）の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）の乙の株主名簿に記載された乙の株主のうち甲を除く株主（以下「本割当対象株主」という。）に対し、その所有する乙の普通株式の合計数に0.31を乗じた数の甲の普通株式を割当交付する。
2. 甲は、本株式交換に際して、本割当対象株主に対し、その所有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式0.31株の割合をもって割り当てる。
3. 甲は、本株式交換に際して割当交付する甲の普通株式については、新たな普通株式の発行を行わず、その保有する自己株式を交付する。
4. 本株式交換に際して、本割当対象株主に対し割当交付する甲の普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、甲は、会社法第234条その他の関係法令の規定に従い、その端数の合計数（合計数に1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。）に相当する甲の普通株式を売却し、かかる売却代金をその端数に応じて当該株主に交付する。

第3条 (甲の資本金及び準備金の額に関する事項)

本株式交換に際して、甲の資本金及び準備金の額は、変動しないものとする。

第4条 (乙の自己株式の取扱い)

乙は、効力発生日(次条にて定義する。)の前日までに開催する取締役会の決議により、基準時において乙が所有している自己株式(本株式交換に関する会社法第785条第1項に基づく乙の株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって乙が取得する株式を含む。)の全部を消却する。

第5条 (効力発生日)

本株式交換がその効力を生ずる日(以下「効力発生日」という。)は、平成30年10月1日とする。但し、本株式交換に係る手続の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲乙協議し合意の上、効力発生日を変更することができる。

第6条 (株主総会)

1. 甲は、会社法第796条第2項の規定により、本契約につき会社法第795条第1項に定める株主総会の承認を受けることなく本株式交換を行う。但し、会社法第796条第3項の規定に基づき、本株式交換に関して、甲の株主総会の決議による承認が必要となった場合には、甲は効力発生日の前日までに、株主総会において本契約を承認する決議を求める。
2. 乙は、平成30年6月27日開催予定の定時株主総会において、本契約を承認する決議を求める。
3. 前二項に定める手続は、本株式交換に係る手続の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲乙協議し合意の上、これを変更することができる。

第7条 (会社財産の管理等)

1. 甲及び乙は、本契約締結日以後、効力発生日に至るまで、善良なる管理者としての注意をもってそれぞれの業務の執行及び財産の管理、運営を行い、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、本契約で別途定められているものを除き、あらかじめ甲乙協議し合意の上、これを行う。

2. 甲及び乙は、前項の規定に拘わらず、甲が西部電気工業株式会社（住所：福岡県福岡市博多区博多駅東三丁目7番1号、以下「西部電気工業」という。）との間で、甲を株式交換完全親会社とし、西部電気工業を株式交換完全子会社とする甲が乙に別途通知した内容の株式交換契約を本契約締結日付で締結し、効力発生日と同日に効力を生じる株式交換を行う予定であること、及び甲が日本電通株式会社（住所：大阪府大阪市港区磯路2丁目21番1号、以下「日本電通」という。）との間で、甲を株式交換完全親会社とし、日本電通を株式交換完全子会社とする甲が乙に別途通知した内容の株式交換契約を本契約締結日付で締結し、効力発生日と同日に効力を生じる株式交換を行う予定であることを確認する。

第8条 （本株式交換の条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結日から効力発生日に至るまでの間において、①天災地変その他の事由により、甲又は乙の財産若しくは経営状態に重要な変動が生じた場合、②本株式交換の実行に重大な支障となる事態が発生又は判明した場合、又は③甲又は乙が本契約に違反した場合には、甲乙協議し合意の上、本株式交換の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第9条 （剰余金の配当）

1. 甲及び乙は、平成30年3月31日の最終のそれぞれの株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、それぞれ次の金額を限度として剰余金の配当を行うことができる。
 - (1) 甲：普通株式1株につき、25円、総額2,395,000,000円
 - (2) 乙：普通株式1株につき、10円、総額270,000,000円
2. 甲及び乙は、平成30年9月30日の最終のそれぞれの株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、それぞれ次の金額を限度として剰余金の配当を行うことができる。
 - (1) 甲：普通株式1株につき、32円、総額3,065,000,000円
 - (2) 乙：普通株式1株につき、8円、総額222,000,000円
3. 甲及び乙は、前二項に定める場合を除き、本契約締結後、効力発生日に至るまで、剰余金の配当の決議を行うてはならない。

第10条 (本契約の効力)

本契約は、第6条に定める甲若しくは乙の株主総会の承認又は法令に定める関係官庁の承認等が得られないとき、又は第8条に従い本契約が解除された場合はその効力を失う。

第11条 (協議事項)

本契約に定める事項のほか、本株式交換に必要な事項は、本契約の趣旨に則り、甲乙協議し合意の上、これを定める。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成30年5月9日

甲 東京都渋谷区渋谷三丁目29番20号
株式会社協和エクシオ
代表取締役社長 小園 文典 印

乙 愛知県名古屋市中区門前町1番51号
シーキューブ株式会社
代表取締役社長 橋本 渉 印

3. 会社法施行規則第184条に定める内容の概要

(1) 交換対価の相当性に関する事項

① 交換対価の総数および割当ての相当性に関する事項

株式割当比率は、当社の普通株式1株につき、協和エクシオの普通株式0.31株を割当て交付します。ただし、協和エクシオが保有する当社の普通株式300,000株については、本株式交換による株式の割当を行いません。

当社及び協和エクシオは、本株式交換に際して、協和エクシオが当社の発行済株式のすべてを取得する時点の直前時（以下、「基準時」といいます。）の当社の株主の皆様（ただし、協和エクシオを除きます。）に対し、その保有する当社の普通株式の合計数に0.31を乗じた協和エクシオの普通株式8,255,389株（予定）を割当て交付します。

ア. 算定の基礎および経緯

本株式交換の割当比率については両社における検討にあたり参考とするため、両社がそれぞれ選定した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、協和エクシオはS M B C日興証券株式会社（以下、「S M B C日興証券」といいます。）を、当社は大和証券株式会社（以下、「大和証券」といいます。）を、株式交換比率の算定に関する第三者算定機関としてそれぞれ選定いたしました。

両社は、それぞれの第三者算定機関から提出を受けた株式交換比率の算定結果及び助言並びにそれぞれが相手方に実施したデューディリジェンスの結果などを参考に、また、各社において両社の財務状況、業績動向、株価動向等を勘案し、慎重に交渉・協議を重ねました。

協和エクシオは、両社の財務状況、業績動向、株価動向等の総合的な考慮に加え、S M B C日興証券の算定した株式交換比率のレンジも踏まえ、上記に記載の株式交換比率が妥当であり、協和エクシオの株主の皆様の利益に資するものであるとの判断に至りました。他方、当社は、両社の財務状況、業績動向、株価動向等の総合的な考慮に加え、大和証券の算定した株式交換比率のレンジも踏まえ、上記に記載の株式交換比率が妥当であり、当社の株主の皆様の利益に資するものであるとの判断に至りました。

その結果、両社は、平成30年5月9日に開催されたそれぞれの取締役会において、上記に記載の株式交換比率により本株式交換を行うことを決議し、同日、両社間で本株式交換契約を締結いたしました。

なお、株式交換比率は、その前提となる諸条件について重大な変更が生じた場合、当社と協和エクシオとの間での協議により変更されることがあります。

SMB C日興証券は、協和エクシオについては、同社が東京証券取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価法（平成30年5月8日を算定基準日とし、算定基準日の終値、並びに算定基準日以前の1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の各期間の終値の単純平均値に基づき算定）を、また将来の事業活動の状況を算定に反映させるため、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下、「DCF法」といいます。）を採用して算定をいたしました。なお、DCF法の前提となる事業計画に関しましては、大幅な増減益を見込んでおりません。

当社については、当社が名古屋証券取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価法（平成30年5月8日を算定基準日とし、算定基準日の終値、当社が「業績予想の修正に関するお知らせ」を公表した平成30年3月27日の翌営業日である平成30年3月28日から算定基準日までの終値の単純平均値、並びに算定基準日以前の1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の各期間の終値の単純平均値に基づき算定）を、また将来の事業活動の状況を算定に反映させるため、DCF法を採用して算定をいたしました。なお、DCF法の前提となる事業計画に関しましては、大幅な増減益は見込んでおりません。

SMB C日興証券は、株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、すべて正確かつ完全なものであること、株式交換比率の算定に重大な影響を与える可能性がある事実でSMB C日興証券に対して未開示の事実はないこと等を前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社及びその子会社・関係会社の資産及び負債（偶発債務を含みます。）について、個別の各資産及び各負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。また、かかる算定において参照した両社の事業計画については、両社の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されていることを前提としていること、並びにかかる算定は平成30年5月8日現在までの情報と経済情勢を反映したものであります。なお、当該財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。また、SMB C日興証券による株式交換比率の算定結果は、本株式交換における株式交換比率の公正性について意見を表明するものではありません。

各評価方法による当社の普通株式1株に対する協和エクシオの普通株式の割当て株数の算定結果は、下表のとおりとなります。

採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価法	0.23~0.24
DCF法	0.24~0.34

大和証券は、協和エクシオについては、同社が東京証券取引所市場第一部に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価法を、また将来の事業活動の状況を算定に反映させるため、DCF法を採用して算定をいたしました。

当社については、当社が名古屋証券取引所市場第一部に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価法を、また将来の事業活動の状況を算定に反映させるため、DCF法を採用して算定をいたしました。

市場株価法では、協和エクシオについては、平成30年5月8日を基準日として、東京証券取引所市場第一部における基準日の終値、過去1ヶ月間の終値単純平均株価、過去3ヶ月間の終値単純平均株価及び過去6ヶ月間の終値単純平均株価を用いて、当社については、平成30年5月8日を基準日として、名古屋証券取引所市場第一部における基準日の終値、過去1ヶ月間の終値単純平均株価、過去3ヶ月間の終値単純平均株価及び過去6ヶ月間の終値単純平均株価を用いて評価を行い、それらの結果を基に協和エクシオの普通株式1株当たりの株式価値を1とした場合の株式交換比率の算定レンジを0.233~0.240として算定しております。

DCF法では、協和エクシオについては、協和エクシオの平成31年3月期から平成33年3月期までの事業計画、近年までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した協和エクシオの財務予測に基づき、協和エクシオが将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュフローを一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値や株式価値の評価を行い、当社については、当社の平成31年3月期から平成33年3月期までの事業計画、近年までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した当社の財務予測に基づき、当社が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュフローを一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値や株式価値の評価を行い、それらの結果を基に協和エクシオの普通株式1株当たりの株式価値を1とした場合の株式交換比率の算定レンジを0.199~0.332として算定しております。なお、上記DCF法の算定の基礎とした当社及び協和エクシオの事業計画に関しましては、大幅な増減益を見込んでいる事業年度はございません。また、DCF法の算定の基礎とした両社の財務予測は本株式交換の実施を前提としたものではありません。

大和証券は、株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、すべて正確かつ完全なものであること、株式交換比率の算定に重大な影響を与える可能性がある事実で大和証券に対して未開示の事実はないこと等を前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社及びその子会社・関係会社の資産及び負債（偶発債務を含みます。）について、個別の各資産及び各負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。また、かかる算定において参照した両社の事業計画は、平成30年5月8日現在までの情報と経済情勢を反映したものであり、両社の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されていることを前提としています。なお、大和証券による株式交換比率の算定結果は、本株式交換における株式交換比率の公正性について意見を表明するものではありません。

各評価方法による当社の普通株式1株に対する協和エクシオの普通株式の割当て株数の算定結果は、下表のとおりとなります。

採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価法	0.233~0.240
DCF法	0.199~0.332

イ. 算定機関との関係

SMB C日興証券及び大和証券は、いずれも協和エクシオ及び当社から独立した算定機関であり、関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

②交換対価として協和エクシオの普通株式を選択した理由

当社及び協和エクシオは、本株式交換の対価として、株式交換完全親会社である協和エクシオの普通株式を選択いたしました。

当社は、協和エクシオの普通株式は東京証券取引所第一部に上場されており、売買出来高も多く流動性が認められるため、取引機会が確保されること、また、当社の株主が協和エクシオの普通株式を交換対価として受け取る場合には、当社の株主は本株式交換による統合効果によって得られる利益を享受することが可能であること等を考慮して、協和エクシオの普通株式を交換対価とすることが適切と判断いたしました。

③当社の株主の利益を害さないように留意した事項

ア. 独立した第三者算定機関からの算定書の取得

当社及び協和エクシオは、本株式交換における株式交換比率の公正性を担保するため、それぞれ選定した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼し、平成30年5月8日付で本株式交換に関する算定書を取得いたしました。その算定結果を参考として、交渉・協議を行い、上記に記載の株式交換比率により本株式交換を行うことを合意いたしました。なお、当社及び協和エクシオは、いずれも、第三者算定機関から、本株式交換における株式交換比率が財務的見地から妥当又は公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

イ. 独立した法律事務所からの助言

本株式交換の法務アドバイザーとして、協和エクシオは島田法律事務所を、当社はTMI総合法律事務所をそれぞれ選定し、本株式交換の諸手続、意思決定の方法及び過程等について、それぞれ法的な観点から助言を受けております。

なお、島田法律事務所及びTMI総合法律事務所は本株式交換に関し、いずれも、協和エクシオ及び当社との間で重要な利害関係を有しません。

本株式交換にあたって、当社と協和エクシオとの間には特段の利益相反関係は生じないことから、特別な措置は講じておりません。

④協和エクシオの資本金および準備金等の額の相当性に関する事項

本株式交換に際して、協和エクシオの資本金及び準備金の額は変動いたしません。

(2) 交換対価について参考となるべき事項

①協和エクシオの定款の内容

法令および当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.c-cube-g.co.jp/>) において掲載しております。

②交換対価の換価の方法に関する事項

ア. 取引する市場

協和エクシオの普通株式は、東京証券取引所市場第一部において取引されております。

イ. 取引の媒介、取次ぎ又は代理を行う者

一般の証券会社を通じてお取引引きいただけます。

ウ. 譲渡その他の処分に対する制限の内容

該当事項はありません。

③交換対価の市場価格に関する事項

東京証券取引所における協和エクシオの普通株式の過去6ヶ月間の株価推移は以下のとおりです。

月別	平成29年		平成30年				
	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
最高 (円)	2,698	3,065	3,075	2,948	2,864	2,892	2,864
最低 (円)	2,381	2,578	2,820	2,557	2,590	2,716	2,749

(注) 平成30年5月については、5月8日までのものです。

なお、日本取引所グループ(東京証券取引所)のウェブサイト (<http://www.jpx.co.jp/>) において開示する株価情報およびチャート表示等により、交換対価の市場価格およびその推移が示されております。

(3) 株式交換に係る新株予約権の定め相当性に関する事項

当社においては、新株予約権及び新株予約権付社債を発行していません。

(4) 協和エクシオの最終事業年度に係る計算書類等の内容

法令および当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.c-cube-g.co.jp/>) において掲載しております。

(5) 株式交換当事会社における最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分等

① 協和エクシオ

ア. 協和エクシオは、平成30年5月9日付で、西部電気工業株式会社（以下「西部電気工業」という。）との間で、協和エクシオを株式交換完全親会社とし、西部電気工業を株式交換完全子会社とする株式交換契約を締結しました。当該株式交換においては、西部電気工業の普通株式1株につき、協和エクシオの普通株式1.29株を割当て交付する予定です。

イ. 協和エクシオは、平成30年5月9日付で、日本電通株式会社（以下「日本電通」という。）との間で、協和エクシオを株式交換完全親会社とし、日本電通を株式交換完全子会社とする株式交換契約を締結しました。当該株式交換においては、日本電通の普通株式1株につき、協和エクシオの普通株式1.86株を割当て交付する予定です。

② 当社

該当事項はありません。

第3号議案

取締役2名選任の件

取締役 佐藤隆彦、山内重幸の両氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、補欠として取締役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号

1

くぼぞのひろあき
久保園 浩明

新任

生年月日

昭和35年5月11日

所有する当社の株式数

0株

取締役在任年数

—

取締役会出席状況

—

略歴、当社における地位および担当

平成20年7月 株式会社NTT西日本-ホームテクノ東海代表取締役社長

平成24年7月 日本電信電話株式会社情報ネットワーク総合研究所アクセサビリティシステム研究所長

平成26年6月 一般社団法人情報通信エンジニアリング協会専務理事

平成29年7月 株式会社協和エクシオ常務執行役員事業構造改革担当
(現在に至る)

重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

取締役候補者とした理由

当社が展開する通信建設業界に精通し、業務執行に関する豊富な経験と幅広い見識に加えて経営統合に伴う事業連携効果を経営に反映していただけるものと判断し、取締役候補者いたしました。

候補者番号 2

いと う ひ で き
伊藤 秀樹

新任

生年月日

昭和36年1月7日

所有する当社の株式数

1,400株

取締役在任年数

-

取締役会出席状況

-

略歴、当社における地位および担当

平成18年7月 西日本電信電話株式会社ネットワーク部担当部長
 平成22年7月 株式会社NTT西日本-ホームテクノ東海取締役 設備サービス部長
 平成24年7月 株式会社NTTホームテクノ東海支店設備サービス部長
 平成25年10月 株式会社フィールドテクノ東海支店設備部長
 平成27年7月 当社入社 NTT営業本部長
 平成28年4月 当社 NTT事業グループNTT営業本部長
 兼 同グループ同本部販売推進部長
 平成28年7月 当社理事 NTT事業グループNTT営業本部長
 兼 同グループ同本部販売推進部長
 平成29年4月 当社理事 NTT事業グループNTT営業本部長
 兼 同グループ同本部営業部長
 兼 同グループ同本部販売推進部長
 兼 同グループ技術開発部長
 (現在に至る)

重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

取締役候補者とした理由

当社においてNTT営業本部長を務め、通信業界および業務執行に関する豊富な経験と幅広い見識を経営に反映していただけるものと判断し、取締役候補者といたしました。

(注) 1. 取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 取締役候補者2名は、取締役 佐藤隆彦、山内重幸の両氏の補欠として選任されることとなりますので、その任期は当社定款の定めに従い、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

第4号議案

監査役1名選任の件

監査役 服部三郎氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、補欠として監査役1名の選任をお願いいたしますと存じます。

なお、本議案に関しましては、予め監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

さとう たかひこ
佐藤 隆彦

新任

生年月日

昭和30年11月5日

所有する当社の株式数

39,800株

監査役在任年数

—

監査役会出席状況

—

略歴、当社における地位および担当

平成18年12月 株式会社三菱東京UFJ銀行
リテール企画部リテールアカデミー（名古屋）室長

平成20年6月 当社へ出向 顧問

平成21年4月 当社入社 CSR推進部長
兼 総務部担当部長

平成21年7月 当社理事 CSR推進部長
兼 総務部担当部長

平成22年6月 当社理事 総務部長

平成23年6月 当社取締役 総務部長
兼 資材管理部長

平成26年6月 当社取締役 総務部長
兼 CSR推進部長
兼 資材管理部長

平成29年4月 当社取締役 総務部長
兼 CSR推進部長
兼 同部ISO推進室長
兼 資材管理部長
(現在に至る)

重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

監査役候補者とした理由

当社において取締役総務部長等の業務に携わり、その経歴を通じて培った豊富な経験と幅広い見識に基づき、監査役としての職務を遂行していただけるものと判断し、監査役候補者となりました。

(注) 1. 監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 監査役候補者は、監査役 服部三郎氏の補欠として選任されることとなりますので、その任期は当社定款の定めに従い、前任者の残任期間となります。

3. 株式会社三菱東京UFJ銀行は、平成30年4月1日付で株式会社三菱UFJ銀行に商号変更しております。

以 上

定時株主総会会場ご案内図

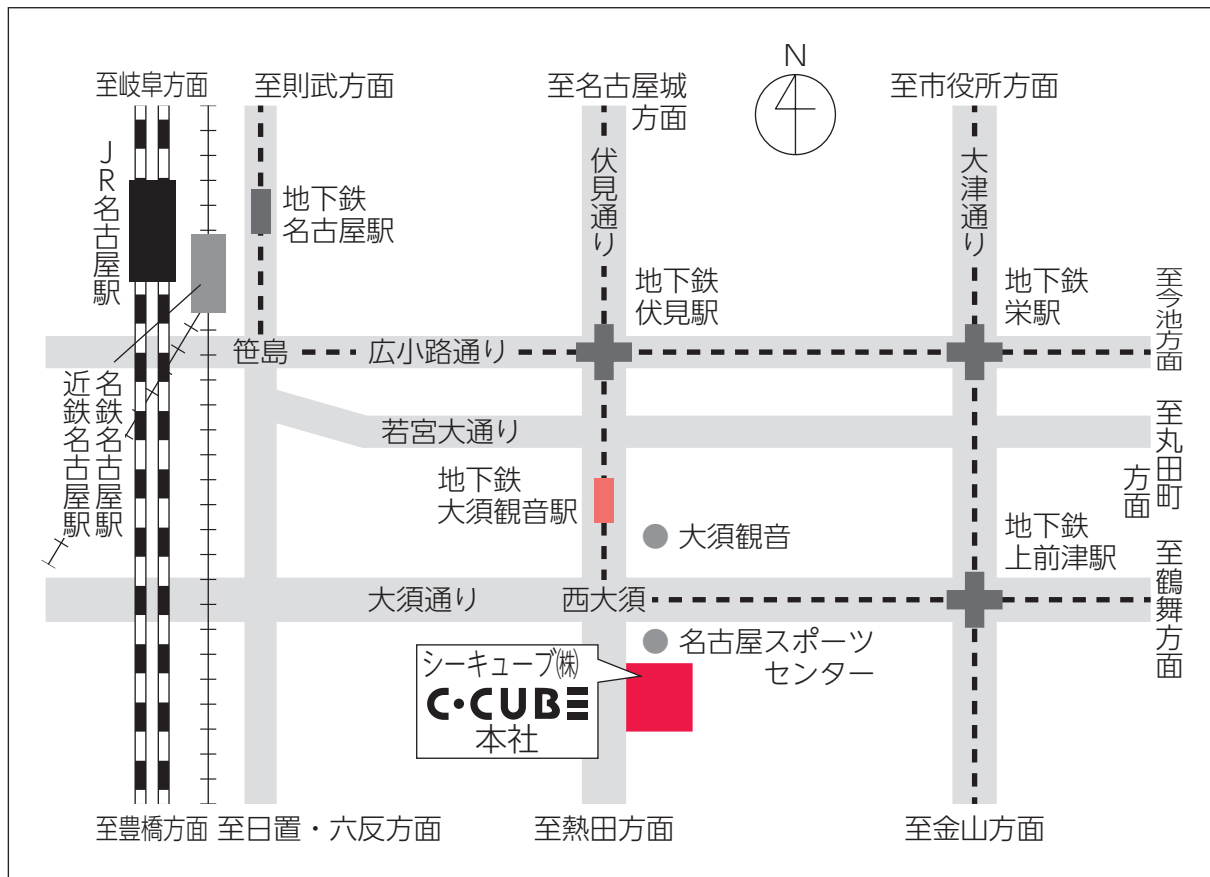
会場

名古屋市中区門前町1番51号

シーキューブ株式会社 本社 3階会議室

交通

地下鉄鶴舞線「大須観音駅」下車 2番出口より南へ徒歩約5分



※駐車場の用意はいたしていませんので、お車での来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。